

とくしま創業促進事業執行団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内研究機関の技術シーズを活用したスタートアップのロールモデルの創出等、デジタル技術を活用して地域の社会的課題解決につながる効果的な創業及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業（以下「創業等」という。）を促進するため、創業等を行う者（東京圏・大阪圏等からの移住者を含む（以下「創業者」という。））に対して、とくしま創業促進事業執行団体（以下「補助事業者」という。）を通じて事業の立ち上げや伴走支援に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 知事は公募により補助事業者を選定することとし、応募要件及び選定方法については別に定める。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第3条 補助金の対象事業及び対象経費は、別表に掲げるものとする。

- 2 間接補助金交付事業は、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図る事業として、県内において地域再生計画に定める社会的事業分野に取り組む創業者（以下「間接補助事業者」という。）を対象とする。
- 3 この補助金の交付額は、第1項に定める補助対象経費のうち、知事が必要かつ相当と認めた額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は別に定める。

4 補助事業者は、規則第3条の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して

申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体についてはこの限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第5条 知事は、第4条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、第4条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機械等は、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区分に基づき配分された額を変更しても、補助金交付の目的の達成に支障がないと認められる場合。ただし、補助金額の20パーセントを超える場合を除く。
- (2) 経費の目的を実質的に変更するものでない場合。ただし、補助金額の20パーセントを超える場合を除く。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更しても、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微で、かつ、その方が効果的である場合で、補助額が変わらない場合。
- (2) 補助金の交付の目的及び補助事業の能率に関係のない事業計画の細部の変更であり、かつ、補助額が変わらない場合。

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする

る者は、様式第2号による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第9条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに様式第3号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、様式第4号による補助事業遂行状況報告書の提出を求めるものとする。

（実績報告書等）

第11条 規則第11条の規定による実績報告は、様式第5号のとおりとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 第4条第4項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。

3 第4条第4項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第7号により、速やかに知事に報告しなければならない。

4 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第6号による補助金請求書に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第13条 知事は、補助事業者に対し、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第14条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に

対し、補助金の交付決定額の2分の1以内の範囲において、概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、様式第6号による補助金請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)概算払請求理由書

(2)その他知事が必要と認める書類

(取得財産の処分の制限)

第15条 規則第17条第2号及び第3号の知事の定める財産は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の機械及び器具。

(2) その他別に定めがあるもの。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(立入検査等)

第16条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があると認めるときは、事業認定者に報告させ、又は県職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(事業継続状況等の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度の翌年度から起算して5年間、自らの毎事業年度終了の日から3か月以内に、様式第8号により当該補助事業に係る創業者の事業継続状況及び収益状況等に関する事業状況報告書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類について当該報告を行った日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月8日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に旧要綱に基づく補助事業者であったものに対する補助金の交付については、旧要綱は、この要綱の施行後も、なお、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月11日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に旧要綱に基づく補助事業者であったものに対する補助金の交付については、旧要綱は、この要綱の施行後も、なお、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月11日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に旧要綱に基づく補助事業者であったものに対する補助金の交付については、旧要綱は、この要綱の施行後も、なお、その効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1)間接補助金交付事業	【間接補助金の交付対象経費】 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員の人件費を除く。	10 / 10 以内
(2)間接補助事業者の公募、審査及び補助金の交付手続、検査等	人件費※、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費(伴走支援など当補助事業の実施に当たって必要となる経費) ※ 補助事業に直接従事する従業員に限る。	
(3)間接補助事業の広報・周知		
(4)間接補助事業者に対する伴走支援		
(5)その他、補助対象事業をより効果的なものとするために行う事業のうち知事が必要と認めるもの		